

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等 に関する法律案（仮称） 骨子（案）

第一 前文

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に優生手術に関する規定を削除する改正が施行されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしているものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第二 趣旨

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

第三 定義（一時金の支給対象者）

この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、①又は②の者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。

- ① 昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間〔注：優生手術に関する規定が存在した間〕に、旧優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
- ② ①のほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

- イ 母体の保護
- ロ 疾病の治療
- ハ 本人が子を有することを希望しないこと
- ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること

第四 一時金

一 一時金の支給等

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、その者の請求により、一時金を支給すること。

2 一時金の額

一時金の額は、〇〇〇円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の遺族〔注：配偶者等〕であってその者の死亡当時にその者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給手続

1 請求

(1) 権利の認定

- ① 一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うこと。
- ② ①の請求（以下「請求」という。）は、当該請求を行う者の居住地の都道府県知事を経由して行うことができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して五年以内に行わなければならないこと。

(2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、厚生労働大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に対し、氏名及び住所、手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯等を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提

出しなければならないこと。

- ② 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、当該請求書を厚生労働大臣に送付しなければならないこと。

2 請求に係る都道府県知事及び厚生労働大臣による調査

(1) 都道府県知事による調査

① 請求書の提出を受けた場合の調査

イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、当該都道府県の保有する文書に請求に係る情報が記録されているかどうかを調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

ロ 都道府県知事は、請求書に当該都道府県において手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、その記載に基づき、当該都道府県の医療機関、福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、これらの者が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについての調査又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果の報告を求めるものとする。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

② 厚生労働大臣から通知を受けた場合の調査

イ 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を当該区域に係る都道府県知事に通知するものとする。

(i) 都道府県知事を経由して請求が行われた場合であって請求書に当該都道府県以外の都道府県の区域内において手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき。

(ii) 都道府県知事を経由しないで行われた請求に係る請求書に一の都道府県の区域内において当該請求に係る手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき。

ロ イの通知を受けた都道府県知事は、イの記載に基づき、当該都道府県の保有する文書に請求に係る情報が記録されているかどうかを調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取するとともに、当該都道府県の関係機関に対し、これらの者が保有する文書に請求に係る情報が記録されているかどうかについての調査又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、

その結果の報告を求めるものとする。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 厚生労働大臣による調査

厚生労働大臣は、一時金の支給を受ける権利の認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告等をさせ、又は指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 請求に係る審査会による審査

- (1) 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、請求者が第三の①に該当する者であることを確認できる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金支給認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (2) 審査会は、審査を求められたときは、請求者について、第三の①又は②のいずれかに該当する者であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。
- (3) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (4) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- (5) 厚生労働大臣は、(2)により通知された審査会の審査の結果に基づき、請求者に対し、一時金の支給を受ける権利の認定をしなければならないこと。

4 関係機関等の協力

- (1) 関係機関は、都道府県知事から2(1)①ロ又は②ロの調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

- (2) 公務所又は公私の団体は、都道府県知事、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

5 一時金の支給手続の実施等についての周知、相談支援等

- (1) 国及び地方公共団体は、一時金の支給手続の実施等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- (2) 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合においては、国及び地方公共団体は、障害者支援施設等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 一時金に係る非課税等

一時金に係る譲渡等の禁止、非課税等の規定を設けること。

第五 旧優生保護法一時金支給認定審査会

- 一 厚生労働省に、審査会を置くこと。
- 二 審査会は、7人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。
- 三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。
- 四 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第六 調査

国は、疾病や障害を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

第七 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

第八 雑則

一 事務費の交付

国は、政令の定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う一時金の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付すること。

二 事務の委託

- 1 国は、一時金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)に委託することができること。
- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

三 厚生労働省令への委任

一時金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第九 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第五(旧優生保護法一時金支給認定審査会)は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。

二 一時金の請求の期限の検討

一時金の請求の期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

三 厚生労働省設置法等の一部改正

1 厚生労働省設置法の一部改正

厚生労働省の所掌事務に、一時金の支給に関することを追加すること。

2 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

機構の業務に、当分の間、国の委託を受けて、一時金の支払を行うことを追加すること。

四 その他

その他所要の規定を整備すること。